常磐大学同窓会(以下、「同窓会」という。)設立20周年を記念し、常磐大学同窓会支部細則(以下、細則という)が2007年5月26日の幹事会において承認、制定されました。 これに伴いまして、ここに支部設立申請に関わる手続きを記載します。

~ 支部設立承認までの流れ ~ ------

申請書類の提出

同窓会事務局(以下、「事務局」という。)による書類審査

同窓会幹事会(以下、「幹事会」という。)による審査

代表者への承認通知[代表者に対し事務局より様式第1号をもって通知]

1.支部設立の目的

常磐大学同窓会会則(以下,「会則」という)第21条に定めるとおり、支部は以下の目的で設立するものです。

会員相互の親睦を図る。

本会の活動の活性化を図る。

常磐大学(以下,「母校」という。)の発展に寄与する。

2. 支部設立単位

支部は以下の単位で申請することができます。また支部設立時に必要な会員数は、()内のとおりです。

都道府県(10名以上)

卒業年度(20名以上)

ゼミナール (20 名以上)

サークルその他、幹事会が認めたもの(20名以上)

3.申請方法

支部の設立申請にあたっては、下記の書類を同窓会事務局宛にご郵送ください。
【申請項目】

支部設立願[**樣式第2号**] 支部員名簿[**樣式第3号**]

支部規程

支部事業計画「様式第4号-1]

3 - 支部設立願

様式に記載されている以下の事項を必ず記入してください。

- ・ 代表者の住所,氏名,連絡先
- · 設立単位
- 支部名称
- · 設立時構成員数

3 - 支部員名簿

支部会員の名簿を作成し、提出してください。また支部名簿には、支部長,副支部長等の役員を明らかにしてください。

なお、支部名簿に記載された個人情報は、同窓会活動,支部設立および支部設立後の活動に 関する事項に利用するものとします。名簿作成にあたっては、その旨了承を得てください。

3 - 支部規程

支部運営に関する規程を作成していただきます。別紙の規程フォーマットを参考に作成してください。なお、最低限定めるべき事項は次のとおりです。

1. 名称

7. 事務局

13. 会計

2. 目 的

8. 会議

14. 会 費 年会費等徴収する場合のみ

新在地
 支部員

9. 議決数 10. 支部総会

15. 会計年度

5. 変更の届出

11. 役員会

6. 役員

12. 会務の報告

3 - 支部事業計画

支部設立に当たり、設立年度の事業 (支部総会、役員会、懇談会等)に関する計画を記載してください。

4.経費補助

支部の活動の活性化を図るため、支部設立および運営に際して生じる必要経費に対し、本会より 5万円を上限とした経費補助を受けることができます。経費補助を受けるためには、経費補助を受けようとする前年度の 12月 15日までに、次の書類を同窓会事務局に提出しなければなりません。

経費補助申請書類

必要経費申請書 [様式第6号]

見積書

その他、幹事会が必要と認める書類。

上記書類の提出を受け、事務局が審査を行い、幹事会で承認を得たのち経費補助金が支給されます。なお、経費補助金の支給は、原則として毎年4月末日までに行われます。

経費補助の使途が次の事項に該当する場合には、同窓会幹事会が、支部長と協議の上、 補助経費の一部あるいは全部を返還させることがあります。

- 1.申請した目的以外に、使用したと認められる場合
- 2 . 補助金の執行が申請内容と著しく異なると認められる場合
- 3.その他、幹事会により返還の必要があると認められる場合

5. 支部設立後の義務について

支部の設立後は、毎年4月末日までに、次の書類を事務局に提出しなければなりません。

前年度事業報告書「様式第4号-2]

前年度実施した各事業内容(実施日、参加人数、実施場所など)について具体的 に記載してください。

前年度支部決算書[様式第5号-1]

年度予算書を作成していない場合には、事業ごとに予算書、決算書(会計報告等) を作成してください。

当年度事業計画書「様式第4号-3]

当年度支部予算書「様式第5号-2]

支部員名簿 [樣式第3号]

毎年4月1日現在として作成してください。なお作成にあたっては、新入会者・ 退会者・住所等の変更内容について明確にしてください。

その他事務局が必要と認めた書類

~ の各様式について、支部において作成した任意の様式がある場合は、改めて作成する 必要はありません。

6.解散について

支部を解散しようとする場合、「解散届」(**様式第7号**)を事務局に提出し、幹事会の承認を 得なければなりません。

なお、支部の解散日は、幹事会の承認日となります。

支部の活動が次の事項に該当する場合、幹事会は、その支部を解散させることができます。

(常磐大学同窓会支部細則第7条抜粋)

- 1. 本細則に定める事項が遵守されていないと認められる場合
- 2 . 常磐大学同窓会の名誉を著しく傷つけた場合

また支部を解散した場合、支部長は、幹事会と協議の上、当該年度に受けた補助経費の一部または全部を返還しなければなりません。

【問い合わせ先】

常磐大学同窓会事務局

E mail: dosokai@tokiwa.ac.jp